

平成20年4月23日

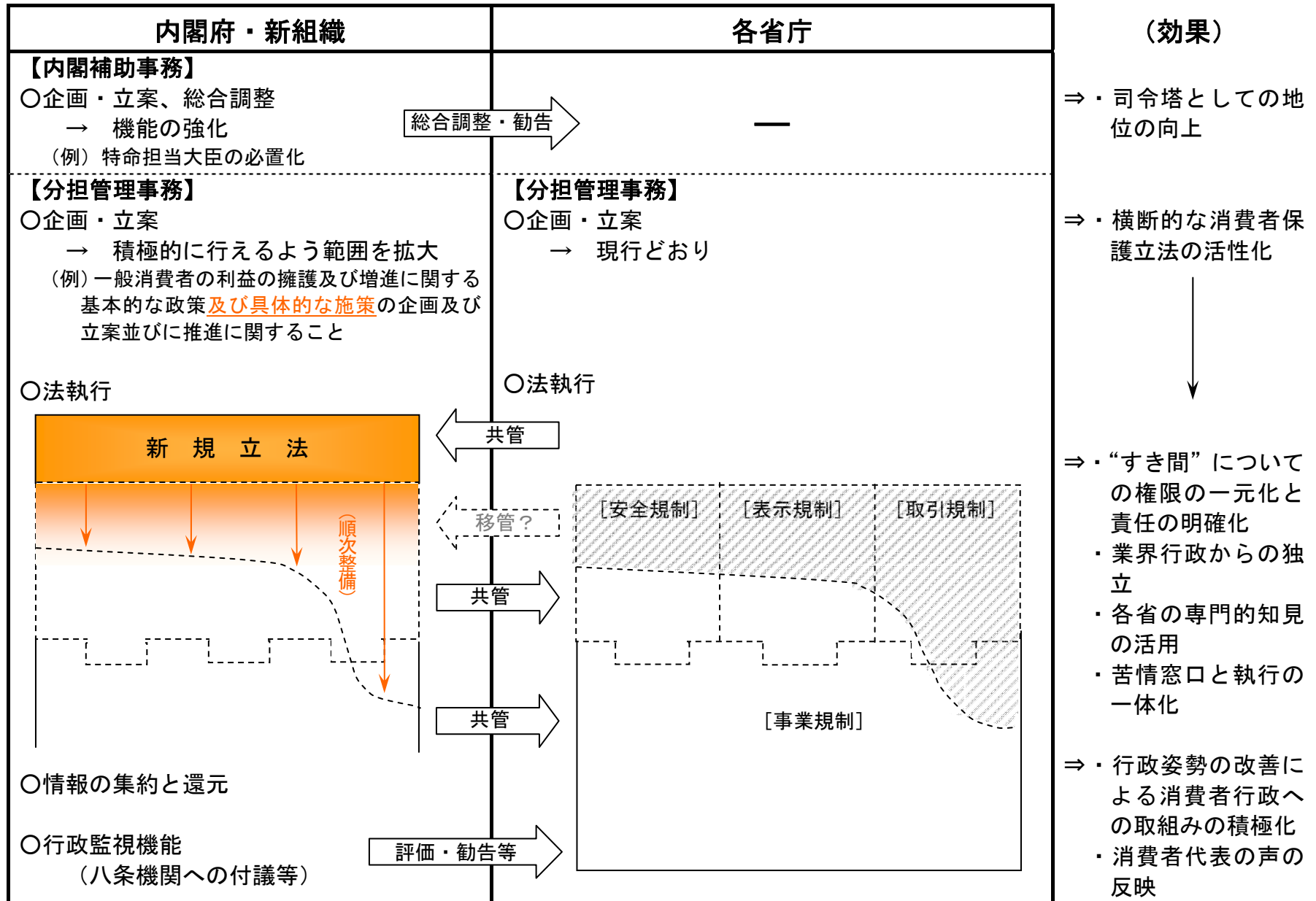
# 委員提出資料

内閣官房

消費者行政一元化準備室



# ○改革案



○内閣府設置法（平成十一年七月十六日法律第八十九号）（抄）

第二章 内閣府の設置並びに任務及び所掌事務

（任務）

第三条 内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、消費生活及び市民活動に係る施策を中心とした国民生活の安定及び向上、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、金融の適切な機能の確保、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に係る施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

十一 沖縄に関する諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項

十二 前号に掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項

十三 北方地域（政令で定める地域をいう。以下同じ。）に関する諸問題への対処に関する事項

十五 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、少子化及び高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護、自殺対策の推進並びに消費者の利益の擁護及び増進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

十八 沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下「振興開発計画」という。）の作成及び推進に関する事項。

十九 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する関係行政機関の経費（政令で定めるものを除く。）の配分計画に関する事項（文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。）。

二十 前二号に掲げるもののほか、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事項（他省の所掌に属するものを除く。）。

二十一 沖縄振興開発金融公庫の業務に関する事項。

二十二 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関する事項。

二十三 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関する事項。

二十四 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護措置その他北方地域に関する事務（外務省の所掌に属するものを除く。）の推進に関する事項。

二十五 本土（北方地域以外の地域をいう。以下同じ。）と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書の作成に関する事項。

二十六 本土と北方地域との間において解決を要する事項についての連絡、あっせん及び処理に関する事項。

二十七の二 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定、同法第百法第十一一条第一項に規定する食品健康影響評価並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関する事項。

三十五 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項。

三十六 一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

六十 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）第四条に規定する事務

### 第三章 組織

#### 第二節 内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職

##### （特命担当大臣）

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2 特命担当大臣は、國務大臣をもって充てる。

第十条 第四条第一項第十一号から第十三号まで及び第三項第十八号から第二十六号までに掲げる事務については、前条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十一条 第四条第一項第十五号及び第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十二条 特命担当大臣は、その掌理する第四条第一項及び第二項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 特命担当大臣は、その掌理する第四条第一項及び第二項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

3 特命担当大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

4 特命担当大臣は、第二項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

#### 第三節 本府

##### 第二款 重要政策に関する会議

###### 第一目 設置

第十八条 本府に、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関（以下「重要政策に関する会議」という。）として、次の機関を置く。

経済財政諮問会議

総合科学技術会議

2 前項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる重要政策に関する会議で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

中央防災会議	災害対策基本法
男女共同参画会議	男女共同参画社会基本法

#### 第三款 審議会等

##### （設置）

第三十七条 本府に、国民生活審議会を置く。

（国民生活審議会）

第三十八条 国民生活審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策、一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策、市民活動の促進並びに個人情報 の適正な取扱いの確保に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べること。

三 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）及び個人情報保護の保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、国民生活審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他国民生活審議会 会に關し必要な事項については、政令で定める。

○総務省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十一号）（抄）  
第二章 総務省の設置並びに任務及び所掌事務等

第二節 総務省の任務及び所掌事務

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。  
九十四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事。

○厚生労働省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十七号）（抄）

第二章 厚生労働省の設置並びに任務及び所掌事務

第二節 厚生労働省の任務及び所掌事務

（所掌事務）

第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。  
百七 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事。

○農林水産省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十八号）（抄）

第二章 農林水産省の設置並びに任務及び所掌事務

第二節 農林水産省の任務及び所掌事務

（所掌事務）

第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。  
四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事。

○経済産業省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十九号）（抄）

第二章 経済産業省の設置並びに任務及び所掌事務

第二節 経済産業省の任務及び所掌事務

（所掌事務）

第四条 経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。  
四十五 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事。

○国土交通省設置法（平成十一年七月十六日法律第一百号）（抄）

第二章 国土交通省の設置並びに任務及び所掌事務

第二節 国土交通省の任務及び所掌事務

（所掌事務）

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。  
百十四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事。

○金融庁設置法（平成十年十月十六日法律第三百十号）（抄）

第二章 金融庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第二節 金融庁の任務及び所掌事務等

（任務）

第三条 金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。

○総務省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十一号）（抄）

第二章 総務省の設置並びに任務及び所掌事務等

第三節 総務省の長

（勸告及び調査等）

第六条 総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、第四条第十号及び第十八号に掲げる事務について必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し勸告をすることができる。

2 総務大臣は、第四条第十八号の規定による評価又は監視（以下この条において「評価又は監視」という。）を行うため必要な範囲において、各行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は各行政機関の業務について実地に調査することができる。

3 総務大臣は、評価又は監視に関連して、第四条第十九号に規定する業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

4 総務大臣は、評価又は監視の目的を達成するために必要な最小限度において、第四条第二十号に規定する地方公共団体の業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴くものとする。

5 総務大臣は、評価又は監視の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に關し、協力を求めることができる。

6 総務大臣は、評価又は監視の結果関係行政機関の長に対し勸告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勸告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

7 総務大臣は、評価又は監視の結果行政運営の改善を図るため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該行政運営の改善について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申するものとする。

8 総務大臣は、評価又は監視の結果綱紀を維持するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、これに關し意見を述べることができる。

○環境省設置法（平成十一年七月十六日法律第一百一号）（抄）

第二章 環境省の設置並びに任務及び所掌事務等

第三節 環境省の長

（環境大臣）

第五条（略）

2 環境大臣は、環境の保全に関する基本的な政策の推進のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、環境の保全に関する基本的な政策に関する重要事項について勸告し、及びその勸告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

○食品安全基本法（平成十五年五月二十三日法律第四十八号）（抄）

第三章 食品安全委員会

（所掌事務）

第二十三条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第二十一条第二項の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。

二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。

三 前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勸告すること。

四 第二号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勸告すること。

五 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べること。

六 第二号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。

七 第二号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。

八 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと。

2008年4月23日

## 【消費者行政一元化推進基本法】（仮称）の制定に関する意見

主婦連合会 佐野真理子

4月14日の「消費者行政推進会議」で松本恒雄委員より提案された「消費者行政推進法」（仮称）について、以下のように意見を申し述べます。

「消費者行政を一元的に担う強い権限を持つ新組織」の創設へ向けた措置として「消費者行政推進法」（仮称）を制定し、一定期間をかけ検討に取り組む方向性については賛成です。ただ、同法の名称を「消費者行政一元化推進基本法」とした方が、より分かりやすくなると思います。消費者行政推進は、即効性のある施策採用と、それをさらに充実・強化させるための一定期間にわたる十分な検討が必要に思います。そこで、同法の制定に賛成する立場から同法のあり方、盛り込まれるべき内容について意見を申し添えます。

なお、同基本法を早急に制定することを求めます。

### I、「消費者行政一元化推進基本法」（仮称）の基本的考え方

- ◆ 「省庁縦割りの消費者行政を統一的・一元的に担う強い権限を持った新組織」（閣議決定）を実現する
- ◆ 消費者基本法の「基本的施策」に関連した施策関連法の見直し・改正・一元化。特に消費生活に密接に関連した「安全」「消費者取引」「表示」の3つの分野を中心に各種法律を見直すことを明示する
- ◆ その際、新組織が担う消費者被害救済制度（違法収益吐き出し、被害者への分配制度等）について導入を図ること
- ◆ 地方消費者行政との連携強化・支援の方策と関連法の改正方針を盛り込むこと

- ◆ 新組織は、消費者基本法の基本理念を具現する上記法律を幅広く所管する組織とすることを明示する

## Ⅱ、消費者基本法の「基本的施策」の実効性を確保する整合性ある法体系に

現行の消費者関連法を「消費者の視点が貫かれているか」という観点から見ると、「消費者の権利」の明記がないばかりか、相互の連携も極めて弱いものとなっています。「消費者の視点」を軽視した「縦割り行政」や「総合的施策の欠如」の1つの背景とも思われます。

2004年に施行された消費者基本法は、「消費者の権利」を初めて盛り込み、「消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有する」と「国の責務」を規定しました（第3条）。そして、国はこの法律の目的を達成するため、「必要な関係法令の制定または改正を行わなければならない」と明確に定めています（第10条）。

しかし、多くの法律は、消費者の権利の尊重を「反射的」「間接的」に定めているのみで、消費者基本法を依然として十分に活かそうとする内容になっていません。特に、消費者基本法に盛り込まれている「国の基本的施策」（第2章）を管轄する各種法律には「消費者の権利」の明記はなく、旧態依然とした体系になっているものが多いのが実態です。消費者基本法の「基本的施策」をきちんと保証する法律体系へと全面的に改正すべきであり、その際、新組織が幅広く所管する法体系となるよう各種法律の整理・統合化が望まれます。

## Ⅲ、所管分野別課題

### 1) 「安全」の分野

① 事故の未然・拡大・再発防止および製品・商品・設備・サービスの安全性確保へ向けた政策の企画・立案・執行を新組織が担うことを明記する。

そのために

ア) 事故関連情報の一元的集約・分析・発信（公表）

イ) 原因究明体制の整備と警戒警報システムの整備

ウ) 被害救済制度の創設・導入・見直しの検討・・・を盛り込む

② 関連製品・商品・業種等

消費者用製品・商品、設備、サービス等、最終ユーザーが消費者となる関連製品・業種

◎ 製品・商品（消費生活用製品、玩具、住宅部品・・・）

◎ 設備（エレベーター、プール、公園遊具、施設・・・）

◎ 食品（一般食品、いわゆる健康食品、食品添加物、残留農薬・・・）

◎ サービス（エステティック、医療美容、フィットネス・・・）

◎ 化学物質（生活用製品使用物質、環境汚染物質、健康被害物質・・・）

③ 関連法律

消費生活用製品安全法、特定商取引法、食品安全基本法、食品衛生法、健康増進法、  
有害物質を含有する家庭用品規制法、家庭用品品質表示法、製造物責任法・・・

④ 関連機関

国民生活センター、製品評価技術基盤機構、農水省消費安全技術センター、国立健康・栄養研究所、公的検査機関・・・

⑤ 緊急の課題

「安全基本法」の制定

## 2) 「消費者取引」の分野

① 消費者契約の適正化へ向けた政策の企画・立案・執行を新組織が担うことを明記する。

そのために

ア) 消費者契約を規定した各種法律を「消費者の権利の尊重」の視点から見直し、整理・統合する

イ) 違法収益吐き出しをはじめ消費者の契約被害救済制度のあり方を盛り込む

② 関連製品・商品・業種等

◎ 金融、証券、信用

◎ 特定商取引

◎ 「B to C」の構造のすべての「不公正な取引方法」類型・・・

③ 関連法律

金融関連法、特定商取引法、割賦販売法、預託法、電子消費者契約法、品確法、旅行業法、独占禁止法、消費者契約法・・・

④関連機関

国民生活センター、各地の消費生活センター・・・

⑤緊急の課題

「統一消費者信用法」の制定

3)「表示」の分野

①消費者に分かりやすい表示と一元的表示制度の構築を保障した政策の企画・立案・執行を盛り込む。

そのために

ア)食品表示など、関連法律が多数に及び分野について整理・統合・一元化する

イ)ここ数年来の表示偽装事件などの教訓を踏まえ、消費者にも事業者にも分かりやすい表示制度を実現する

ウ)虚偽・偽装表示などの違法収益の吐き出しをはじめ、消費者被害に関する救済制度の創設を盛り込む

②関連製品・商品・業種等

消費者に関連する全ての製品・商品、サービスの表示・業種

③関連法律

食品衛生法、食品安全基本法、JAS法、景品表示法、不当競争防止法、計量法、健康増進法、特定商取引法、家庭用品品質表示法、品確法、金融商品販売法・・・

④関連機関

国民生活センター、各地の消費生活センター、省庁所管の地方局相談窓口・・・

⑤緊急の課題

「食品表示法」の制定

IV、地方自治体による消費者行政のあり方について

①新組織による支援を明記する

「財政的支援の拡充」を含めた総合的な支援策を検討する

ア) 地方分権と消費者行政充実化へ向けた国の財政支援は矛盾するものではないと思います

- イ) 消費者行政の一元化は、消費者問題の特徴からいって、国と地方が連携・一体的に実施しないとその実効性はあがりません
- ウ) 国も地方も基盤整備が求められ、地方にあっては消費者行政の全般的推進と、地域間格差の是正が求められます
- 工) 従って地方の消費者行政推進に関する国の支援は当然と思われま

## ②支援の内容

国の各テスト機関との連携、法執行体制の連携、地方による消費者相談窓口の多様化と新組織による一元的集約・分析・公表へ向けた連携・・・

## V、新組織の特徴——「消費者が信頼できる組織」（消費者が主役の新組織）

### ◆ 6原則に消費者が信頼できる組織「信頼性の確保」を加え「7原則」にする

これまでの消費者行政担当部署は、省庁縦割りの中で、消費者被害が多発して社会問題にならないと対応しなかったり、消費者団体が問題点・改善点を指摘・申告しても、理由を明確にしないまま措置をとらなかったりして、消費者にとっては担当部署への不信は極めて大きいものがありました。新しい組織には、まずもって自らの行動によって、このような消費者の不信感を解消することが求められます。消費者からの信頼を得る組織であることが「新組織」の満たすべき原則の1つとして考えられます。

そのために

- ①消費者が新組織を「消費者目線の新組織」と実感できる制度を導入
- ②消費者の申出権と異議申立権を盛り込む
- ③消費者参加を保証するため、新組織に対する監視機関として消費者委員による機関を置く

以上

# 新組織のあり方について

林 文子

## 1. 地球温暖化対策に配慮した消費者窓口について

- 地球温暖化対策は、行政、事業者、国民が一丸となって取り組まなければならない大きな問題である。現在、温室効果ガスの削減対策として、深夜営業、特に24時間に関しては自粛を求める動きがある中で、新組織の消費者窓口が、365日24時間体制を打ち出すことは、事業者に対し、行政に準じた窓口体制へのシフトを促すおそれがある。
- 地球温暖化対策は、消費者問題の取り組みテーマの一つでもあるため、新組織の消費者窓口は、環境への負荷に配慮することが望ましい。

## 2. 主務官庁への勧告機能について

- 消費者関係法は非常に幅広い分野にわたり、複雑・多様化しているため、分析・企画立案・執行には高度な技術や知識が必要となる。特に食品・製品分野は、産業振興部門や他の関係業務との連携の中で培われた技術や知識が、的確な執行につながることも多く、一部分を分離して移管することは、正確な分析や安全性の確立、事業者への改善指導に支障が生ずるおそれがある。
- 新組織は、主務官庁との共管においては、主務官庁がもつ情報の通知を義務づけ、情報の一元化をはかるとともに、社会的責任を重視し、主務官庁に対して、勧告権を行使できることが望ましい。

## 3. その他の権限と機能について

- すき間事案や所管省庁が不明な事案、同じ目的の法規が重複している事案については、新組織が中心となり、関係省庁との調整を実施し、新法制定や法規の整理をおこなうことが望ましい。
- 府省庁職員の入省時や昇格時などの研修に、消費者教育を盛り込み、消費者志向の風土づくりをはかることが必要である。
- 消費者に対し、安心・安全に対する正しい知識の啓発や、危害・危険に対する注意喚起を定期的に、緊急時には迅速・機敏に発信することが必要である。また、民生委員やボランティアなど「地域の担い手」に対して、連携がはかれる体制づくりをおこない、すべての消費者に情報が行き渡るように努めるものとする。

#### 4. 積極的な広報・宣伝活動について

- 新組織の目的、役割、相談・情報窓口等、消費者の認知と理解を深めるために、広報・宣伝事業の予算化をおこなう。
- 広報・宣伝事業は、委託業務とし、一般競争入札が望ましい。
- 単に、政府予算の広告を単発に出すのではなく、地方自治体、消費者団体、事業者等との連動をはかるものとする。

2008年4月23日

## 消費者行政推進に向けて(意見)

～組織形態のあり方と消費者関連法律について～

金融オンブズネット代表

原 早苗

### ■新しい組織について■

- 消費者・生活者に身近で、頼れる存在であること
- 足腰強く立ち上がること
- 血液がすみずみまでいきわたること

↓

霞ヶ関の真ん中に私たちの組織として存在し、かつ身近な場でも役立つと感じることができると

### 1. 消費者・生活者に身近で頼れる存在にするために

#### 1) 消費者からの苦情・相談を大切にす

- ①身近な場で助言・あっせんを得て、解決を図ることができる(地元での解決)
- ②情報の収集・分析(一元的にすばやく集める)
- ③分析のために専門的な力をもつ

\* 国民生活審議会総合企画部会で提言した事故情報データベース、情報分析専門官、原因究明ネットワークなどの活用を図る

#### ④消費者・生活者に適切・迅速な情報提供、即、執行、政策の企画・立案に結びつける

\* 各府省庁の消費者相談窓口のあり方については検証したうえでルール化が必要。その際、解決に結びつけるための方策、執行、企画・立案にどう結びつけているかが大切。

#### 2) 消費者の声を集める

審議会などへの意見反映、丁寧なパブコメ募集など多様化し、声なき声も集める努力をする。

\* 消費者からの具体的な政策提言を集める制度設計を図る。(規制改革会議では年2回募集期間を設けている)

#### 3) 消費者の参画

①消費者特別委員会の設置など消費者が参画する仕組みを作り、相談・情報などの分析にもとづく企画・立案、執行を各府省庁へ求める、実行させる強い権限をもつ。

\* 消費者特別委員会は、内閣府における経済財政諮問会議、総合科学技術会議などの設置を参考にすが、確実に機能する位置づけにする。

②消費者特別委員会、消費者団体等による各府省庁への申し立て権、それにもとづく回答の責務を明確にする。

③自らも、政策の企画・立案、執行ができる仕組みにする。

## 2. 足腰強く立ち上がるために

1) 消費者に関連する法律は、企画・立案、執行体制ごと新組織に馳せ参ずる新組織が所管する法律は、消費者基本法に掲げられているものを原則とし、

①消費生活にとって基本となる分野 ②各府省庁の所管をまたがる包括的対応が必要な分野 ③消費者にとって重大な問題が発生している分野(平成20年3月27日 国民生活審議会総合企画部会報告)をもとに考える。

具体的には、既存の法律の移管、さらに移管したうえで改正する、新しく横断的・包括的な法律を策定することが考えられる。

### 〈基本的な法律〉

○ 消費者基本法、国民生活センター法、個人情報保護法、公益通報者保護法、NPO 法など

### 〈安全にかかわる法律〉

○ 製造物責任法、  
○ 消費生活用製品安全法、  
○ 有害物質を含有する家庭用品の規制法  
○ 食品安全基本法(消費者の権利・参画規定などの導入)

\* 安全にかかわる法律は、専門性が必要である。専門性を判断できる仕組みももつこと

### 〈表示にかかわる法律〉

○ 家庭用品品質表示法  
○ 景品表示法  
○ 食品表示法の検討・制定(JAS 法、食品衛生法、健康増進法も含めて検討)

\* 食品表示法(仮称)の制定については、国民生活審議会総合企画部会のまとめでも提言

### 〈取引にかかわる法律〉

○ 消費者契約法  
○ 特定商取引法(特定電子メール法、プロバイダ責任法、電子消費者契約法も含めて検討)  
○ 金融商品販売法  
○ 無限連鎖講防止法  
○ 統一消費者信用法の検討・制定(貸金業法、出資法、利息制限法、割賦販売法も含む)  
○ 出資関連の法律整備(特定商品預託法、ゴルフ会員契約適正化法など)

○ 宅建業法

\* 住宅の品質確保法、海外先物取引法など、いったん引き取り法改正が必要なものもある。

〈横断的な法律〉

○ 安全・安心のための緊急ストップ法

\* 表示、取引、安全など基本的な分野についての包括的な法整備を順次進める。

〈被害救済のための法律〉

○ 預金者保護法

○ 振込め詐欺救済法

\* 違法収益のはく奪の検討を進め、法整備を順次進める。

\* 共管は最低限とする。共管の場合は、定義を明確にし、所管が分断されることなく新組織の機能を発揮できる仕組みにすること。

\* 既存の法律も消費者基本法の理念にもとづき検証、改正が必要なものは順次進める。特に、情報通信分野などでは進捗が著しいものの、放送法、電気通信事業法など消費者に関連する規定が欠落していないか。

\* 将来的には、住宅法、化学物質法など消費者の視点からの法制度が必要。

\* 「消費者基本計画」の評価・監視制度を活用すること

## 2) 新組織設置法の規定

①各府省庁に情報提供義務・調査協力義務を課すこと

②各府省庁、どの法律にも及ぶ強い勧告権をもつこと

・その際、勧告権が機動的ように、情報が集まる仕組み、判断できる機能をあわせもつことが肝要。

③執行などで専門的な分析・判断が必要なものは、判断基準は新組織がもつべき。

④被害救済の機能をもつ(違法収益のはく奪など)ことを明確にしておく。

\* 違法収益はく奪の手法についての検討は早急に開始する。(国民生活審議会総合企画部会報告)

⑤地方消費者行政担当部局を設置する。

### (既存の組織のあり方について)

①国民生活センターも、調査権限機能など必要な機能についての権限付与。

②食の安全対策については BSE 問題後、リスク管理(厚生労働省、農林水産省)とリスク評価(食品安全委員会)に分けた体系になっているが、機能を果たしているかどうかの検証が必要。そのうえで、新組織に組み込むこと。

### 3) 人員について

- ① 人員は、まず最低でも500人程度から出発すべき。海外の組織に遜色のない仕組みとする。
- ② 各府省庁からの異動に頼るのではなく、民間、霞ヶ関、地方行政さまざまなどからの公募も組み合わせる。
- ③ しっかりした事務局体制を組むこと！

### 4. 血液がすみずみにまで行き渡るために

#### 1) 相談、執行、啓発ともに地方の消費者行政の充実が大事。

- ① 地方自治体でもできるだけ身近な場で、同じレベルの解決が図れること(消防・保健所と並ぶ存在にする)
  - ・ 専門相談員を必ず配置することなどが求められるし、研修の充実を図ることでレベルをそろえる、処遇改善も必要。

↓

そのためには地域住民、首長の理解のもとに予算の重点配分も必要。

- ② 地方の消費生活センターなどの相談窓口直接資金(パイオネットの設置、相談員の研修、入力作業の費用負担など)がおりにる方式にする。地方交付税の工夫(用途にある程度縛りをつける)も検討する。

\*「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年4月)では、第27条、第28条でその工夫をしている。

- ③ 都道府県レベル、地域ブロック単位で充実を求めること

a. 相談は、県レベルで専門性をもたせた解決を可能にする。(専門性を強化した相談員グループの配置)

b. 商品テスト機能は、地域ブロック単位で拡充・対応を図ること。

・ 国民生活センター、都道府県、(独)製品評価技術基盤機構、(独)農林水産消費安全技術センターの消費者関連部門、(独)国立健康・栄養研究所 (独)建築研究所 (財)日本自動車研究所とは移管、連携をとる仕組みを構築することが考えられる。

c. 執行は、都道府県レベルで各省庁から下りてきたものを統合する。

・ たとえば、すでに特定商取引法執行の部署(地方経済産業局)では、割賦販売法、消費生活用製品安全法、商品取引所法、家庭用品品質表示法と5つの法律を所管している(ヒヤリング資料)。実際の現場では、ひとりの職員が多くの法律を所管しており、統合化を図るほうが効率的。

#### 2) 消費者教育・啓発を積極的に行う、消費者団体などの支援

- 1) 消費者教育・啓発の統一化・拡充

- ①内閣府のポータルサイトなどのいっそうの活用
- ②出前形式の講座、情報提供などさまざまな手法・ルートでの消費者啓発の活性化
- 2)内閣府高齢者見守りネットワークなどの拡充
- 3)消費者団体への支援体制も必要

〈今後の進め方について〉

消費者行政推進法が提案されているが、今後の進め方として以下のことをお願いしたい。

1. 新組織の権限を明確にする
2. 権限の拡充の検討が具体的に推進できる仕組みにする。
3. 消費者から広く意見を求めるなど消費者が参画した制度設計ができる仕組みにする。
4. 国民生活審議会の報告も十分考慮する。